【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年9月30日

【発行者名】 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 ロバート・モレース

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

グラントウキョウ ノースタワー

 【事務連絡者氏名】
 諏訪部 広

 【電話番号】
 03-6377-2842

【届出の対象とした募集(売出) 九州特化型日本株式ファンド 内国投資信託受益証券に係る

ファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券の金額】 継続申込期間(平成23年10月1日から平成24年8月13日まで)

500億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

九州特化型日本株式ファンド

ただし、愛称として「がんばれ九州」という名称を用いることがあります。

(以下「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

500億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

なお、収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額(組入有価証券を時価で評価した資産総額から、負債総額を控除したもの)をその時の受益権口数で除した価額をいいます。当ファンドでは便宜上、1万口当たりの価額で示すことがあります。基準価額は、組入れ有価証券などの値動きにより、日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社または委託会社までお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。(掲載名「九州」)

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号: 0 1 2 0 - 9 9 6 - 2 2 2 受付時間: 毎営業日 午前10時~午後 5 時 ホームページ: http://www.bnpparibas-ip.jp/

(5)【申込手数料】

申込手数料率は、2.1% (税抜 2.0%)を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、自動けいぞく投資契約(販売会社によって、同様の権利義務関係を規定する契約で名称の異なる場合があります。以下同じ。)に基づき収益分配金を再投資する場合、および他の投資信託が当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額 (5%)が含まれています。

(6)【申込単位】

1万円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

(7)【申込期間】

平成23年10月1日より平成24年8月13日まで

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社については、下記にお問合わせください。

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号: 0 1 2 0 - 9 9 6 - 2 2 2 受付時間: 毎営業日 午前10時~午後 5 時 ホームページ: http://www.bnpparibas-ip.jp/

(9)【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までに、指定の方法でお支払いください。

発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によりBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社(以下「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して住友信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込金額は、販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。) への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
 - (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

目的

日本国内の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とし、日本国内の株式市場の上昇による中長期的な信託財産の成長を目指します。

信託金限度額

500億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分は、下記の通りです。

(該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。)

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国内	株 式 債 券
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	 海 外 	不動産投信 その他資産
追加型	内外	() 資産複合

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産と ともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を 源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
--------	------	--------

		7 四世が田山首(1
株式一般	年 1 回	グローバル
大型株	年 2 回	日本
中小型株	年 4 回	北米
一般	年6回	区欠州
公債 社債	(隔月)	アジア
│ その他債券 │ クレジット属性	年12回 (毎月)	オセアニア
()	日々	中南米
不動産投信	その他	アフリカ
その他資産	()	
		中近東 (中東)
資産複合 ()		エマージング
資産配分固定型 資産配分変更型		

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

株式 一般…大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 決算頻度による属性区分

年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 投資対象地域による属性区分

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分に基づき記載しております。 当ファンド以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

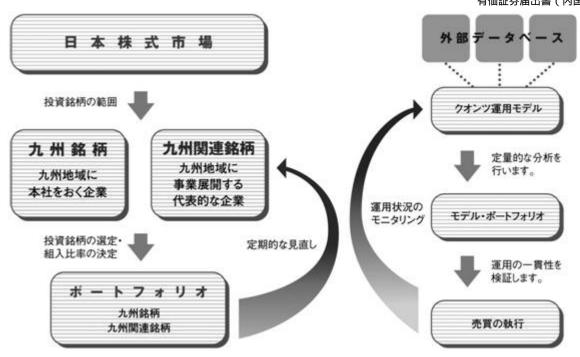
ファンドの特色

当ファンドは、原則として九州地域の経済における主要企業の株式について、地域経済への寄与を考慮した客観的な銘柄選択に基づき運用を行います。

投資銘柄の範囲は、九州地域に本社をおく企業(九州銘柄)および同地域に事業展開する代表的な企業(九州関連銘柄)とします。

組入銘柄の選定や組入比率の決定にあたっては、独自の計量分析(クオンツ)運用モデルを用います。

《運用プロセスのイメージ図》



(2)【ファンドの沿革】

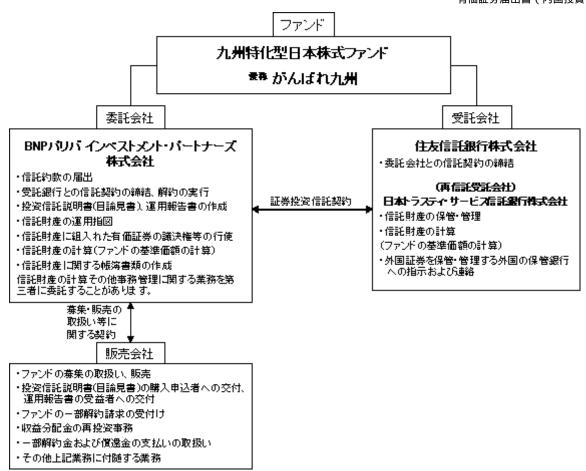
平成14年8月15日 信託約款締結、当ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. ファンドの関係法人および委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を 行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約 請求の受付け、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金 の支払い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

*証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

*募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、 収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社の概況 (平成23年8月末現在)

資本金 4億5,000万円

沿革

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更

大株主の状況

株主名	住 所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン 1	9,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

日本国内の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とし、日本国内の株式市場の上昇による中長期的な信託財産の成長を目指します。

b. 投資態度

信託財産は、原則として九州地域の経済における主要企業の株式について、地域経済への寄与を考慮した客観的な銘柄選択に基づき投資されます。

投資銘柄の範囲は、九州地域に本社をおく企業(以下「九州銘柄」といいます)及び同地域に事業展開する代表的な企業(以下「九州関連銘柄」といいます)とします。

投資銘柄の選定は、九州地域への事業展開や株式の流動性を考慮した定量的な分析に基づいて行われます。

投資銘柄は、株式市場の投資環境の変化、九州経済における主要企業の変化、各銘柄の流動性等を考慮し、見直しを行います。

投資銘柄の組入比率は、原則として九州地域における事業規模等を基準とし、株式市場での流動性等なども考慮した上で決定します。

投資分散を図るため、必要に応じて銘柄や業種ごとに組入比率を調整することがあります。

原則として株式の組み入れは高位とします。また投資環境や信託財産の状況に応じて、国内の株価指数先物取引等を利用することがあります。

(2)【投資対象】

- a. この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利 (金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述「(5)投資制限」、 および に定めるものに限ります。)
 - 3. 金銭債権
 - 4. 約束手形

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- b. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(本邦通貨表示のものに限ります。また、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社に係る優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいい ます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 21.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン

- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用 上必要と認めるときには、委託会社は、信託金、をcに掲げる金融商品により運用することの指図が できます。

(3)【運用体制】

九州銘柄および九州関連銘柄の中から、運用部門が当ファンドのために開発された独自の定量モデルを用いてスクリーニングを行い、一定の基準でポートフォリオを構築します。また、定期的にリバランスを行います。

ファンドマネジャーは、銘柄をチェックすると共に、定量モデルに基づき投資方針に沿ったポートフォリオを構築・維持します。そのため、日々ファンドの管理とモニターを行います。

トレーダーは専任の担当者が配置され、ファンドマネジャーからの売買指示を受けて売買の執行を行います。

委託会社の運用体制

運用部門(6名程度)

運用計画の立案、売買の執行、市場動向・ポートフォリオ・運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会(8名程度)

原則として月1回および随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

内部管理委員会(7名程度)

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

法務・コンプライアンス及びリスク管理部門(5名程度)

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視および定期的な確認、法令およびコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

運用体制等は平成23年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要(平成23年8月末現在)

BNPパリバグループ

BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界80を超える国と地域において200,000人以上の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要業務分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。欧州・地中海沿岸全域において総合的な金融業務を展開するとともに、米国においても強大な拠点網を有します。欧州で既に確固とした地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、アジアにおいても着実かつ急拡大を続けています。

日本国内においても約800名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。

800人を超える各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

委託会社によるファンドの関係法人 (販売会社を除く) に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社 等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

(4)【分配方針】

年1回の決算時(毎年8月14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、収益分配金は税引き後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、 振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

株式への投資制限(信託約款)

株式への投資は、原則として信託財産総額の50%超とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(信託約款)

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資制限(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

外資建資産への投資制限(信託約款)

外貨建資産への投資は行いません。

投資する株式等の範囲(信託約款)

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができることとします。
- 同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款)
- (a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資 産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- (b) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲(信託約款)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができるものとし、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国における店頭市場または外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引 所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等 におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものに ついてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引の運用指図・目的・範囲(信託約款)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- (e) に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

同一銘柄の転換社債への投資制限(信託約款)

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債の うち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債 と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの時価総 額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付けの指図および範囲(信託約款)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - (i) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の 時価合計額を超えないものとします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (ii)公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有 する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は遅延なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(信託約款)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金のために借入れた資金の返済を含ます。)を目的と して、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール 市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価 証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限 (金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その運用の指図を行う全てのファンドにつき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

非株式投資割合について(信託約款)

法人税法施行規則第8条の4に規定する実質的非株式割合は50%以下とします。

3【投資リスク】

当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって換金時に投資元本を下回ることがあります。また、収益や投資利回り等は未確定の商品です。

a.ファンドのリスク特性

当ファンドは、株式など値動きのある有価証券を高位に組入れますので、組入れた株式等の値動きにより、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは、金融機関の預金と異なり元本が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属することとなります。

(1) 受益者は、当ファンドの基準価額が、市場における価格変動によって、上昇したり下落したりする ということ、また権利行使に制限があることに注意をはらう必要があります。 以下は、リスクとその要因および権利行使の制限に関する説明です。

価格変動リスク

当ファンドが組入れる株式は、国内外の政治・経済情勢、金利動向、株式発行会社の業績・信用、市場の需給バランス等の影響を受け、日々価格が変動します。当ファンドの基準価額は、その株式市場の変動の影響を受けるため、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

また、当ファンドは派生商品に投資する可能性があります。派生商品はリスクの高い投資対象です。当ファンドが投資する先物指数の価格は短期間で大きく変動するため、当ファンドの基準価額に影響を及ぼし、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

信用リスク

投資した企業の経営などに重大な危機が生じた場合、株式などの価値は下落し、投資した資金が回収できなくなることがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

特定の地域への集中投資によるリスク

当ファンドは、九州地域の経済における主要企業の株式を高位に組入れることから、日本全般の株式市場の動向を必ずしも反映しないことがあり、この結果、東証株価指数や日経平均株価など、日本の株式市場を代表する株価指数の動向とは異なる値動きとなることがあります。

流動性リスク

市場規模や取引される株式数が少ない(流動性が低い)銘柄に集中的に投資を行った場合、相対的に大きな価格変動を示す要因となり、当ファンドの基準価額は大幅に上下する可能性があります。

権利行使の制限 (解約制限)

大口解約の受付時間に制限があります。詳しくは後述の「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の項目をご覧ください。また、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することまたは既に受付けた換金の受付けを取消すことがあります。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

(3) 投資信託に関する一般的なリスク

法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。

短期間に相当金額の換金申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

- (4) 以下の記載事項は、一般的な投資信託についての留意事項です。
 - ・投資信託は預金ではありません。
 - ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
 - ・投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。
 - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。(販売会社は販売の窓口となります。)
 - ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
 - ・証券会社(第一種金融商品取引業者)を通して購入されていない場合には、日本投資者保護基

金の補償対象とはなりません。

b. リスクの管理体制

当ファンドでは、運用部門において、独自に開発した定量モデルによりポートフォリオを管理します。 運用にあたっては、九州銘柄および九州関連銘柄を高位に組入れる方針ですが、リスク管理の観点から、業種分散を図るとともに、銘柄分散に努めます。個別銘柄の投資にあたっては市場における流動性を考慮するとともに、売買執行への影響が小さくなるよう組入比率の調整等を行っていきます。業務部門では、日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。一方、法務・コンプライアンス及びリスク管理部門においては法令・諸規則、および運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的チェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	C E O、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、 流動性リスクの検証
権限/責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、インベストメント・リスク管理 部の代表者、業務部門の代表者、運用部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限/責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

上記の内容は平成23年8月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料率は、2.1% (税抜 2.0%)を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、収益分配金を再投資する場合および他の投資信託が当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)(5%)が含まれています。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)に際し、手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.134% (税抜 1.08%)を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

信託報酬の総額	支 払 先	配 分
年率1.134%(税抜 1.08%)	委託会社	年率0.525%(税抜 0.50%)
	販売会社	年率0.525%(税抜 0.50%)
	受託会社	年率0.084%(税抜 0.08%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

諸経費

信託財産に関する租税およびその他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息(「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

諸費用

以下の諸費用は、受益者の負担とし信託財産中から支弁します。

- 1) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)
- 2) 受益権の管理事務に関連する費用
- 3) 目論見書および運用報告書等の法定書面の作成。印刷にかかる費用
- 4) 受益者に対してする公告費

委託会社は諸費用の金額を合理的に見積り、信託財産の純資産総額に対して年率0.105%(税抜0.1%)を上限とする額をかかる諸費用の合計額とみなし、実際の費用の範囲内で、信託財産から受領することができます。かかる金額は、当ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から支弁し、委託会社に支払われます。

その他の手数料等のうち料率・上限率等を表示していないものについては、定時または随時に見直されるものや運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限等を表示することができません。

上記(1)から(4)までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります(平成23年8月末現在)。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金について

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
収益分配金(普通分配金)に対し、源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%(所得税7%、地方税3%)が源泉徴収されます。	

一部解約金、償還金について

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
---------------	-------------

^{*} 源泉徴収選択口座(特定口座)をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額 に対して所得税、地方税の額が計算されます(確定申告不要)。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

解約価額または償還価額から取得に要した金額 (申込手数料および申込手数料にかかる消費税等 相当額を含みます。)を控除した差益(譲渡益) に、譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減 税率10%(所得税7%、地方税3%)の申告分離 課税が適用されます。

解約価額または償還価額から取得に要した金額 (申込手数料および申込手数料にかかる消費税等 相当額を含みます。)を控除した差益(譲渡益) に、20%(所得税15%、地方税5%)の申告分離課 税が適用されます。

- * 一部解約金および償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。)と損益通算を行うことができます。
- * 源泉徴収選択口座(特定口座)をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます(確定申告不要)。

当ファンドは、配当控除の適用が可能です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金について

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
	収益分配金(普通分配金)に対して、15%(所得税)が源泉徴収されます。

一部解約金、償還金について

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
解約価額または償還価額の個別元本超過額に対	解約価額または償還価額の個別元本超過額に対し
し、軽減税率7%(所得税)が源泉徴収されます。	て、15% (所得税)が源泉徴収されます。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

当ファンドは、益金不算入制度の適用が可能です。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「特別分配金」があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を 控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

買取につきましては、販売会社にお問合わせください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(平成23年8月末現在)

資産の種類		国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式		日本	1,405,743,900	96.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)			43,965,093	3.03
合計(純資産総額)			1,449,708,993	100.00

^{*}投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】(平成23年8月末現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

(主要銘柄の明細)

順位	地域	銘柄名	種類	業役	数量	準価単価 (円)	準価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	梨 天	株式	サービス業	1,690	82,600.00	139, 594, 000	86, 300, 00	145,847,000	10.06
Z		久光製電	株式	医乳炎	36,000	\$,260.00	117, 350, 000	3, 250, 00	117,000,000	8.07
3		ふくおかフィナンシャルグループ	株式	銀行業	\$48,000	\$10.00	107, 880, 000	307.00	105,835,000	7.37
4		安川電機	株式	電気機器	145,000	748.00	108, 460, 000	694.00	100,630,000	6.94
5		九州電力	株式	電気・ガス業	67, 500	1,210.00	81, 675, 000	1, 253, 00	85,252,500	5.88
-6		暦日本シティ銀行	株式	銀行業	370,000	219.00	81,000,000	220.00	81,400,000	\$.61
- 7		三菱重工業	株式	機紋	240,000	\$\$7.00	30, 380, 000	\$23.00	77,520,000	5.35
8		コカ・コーラウエスト	株式	食料品	54,000	1,400.00	75, 762, 000	1, 899, 00	75,545,000	5.21
9		新日本製織	株式	鉄鋼	\$0\$,000	235.00	71, 205, 000	229.00	69, \$87, 000	4.79
10		TOTO	株式	ガラス・土石製品	104,000	623.00	64,792,000	618.00	64,272,000	4.43
11		西日本映造	株式	陸運業	181,000	\$45.00	62,445,000	352.00	68,712,000	4.39
12		東京エレクトロン	株式	電気機器	16, 500	\$,730.00	61,545,000	3, 655, 00	60, \$07, 500	4.16
13		コスモス 発 級	株式	小売業	13, 300	\$,720.00	49, 476, 000	3, 785, 00	50, \$40, 500	\$.47
14		ブレナス	株式	小児業	32,400	1,323.00	42, 865, 200	1, 251, 00	40,855,400	2.82
15		西都瓦斯	株式	電気・ガス業	192,000	199.00	\$5, 208, 000	207.00	39,744,000	2.74
16		九電工	株式	建設業	57,000	484.00	27, 588, 000	525.00	29,925,000	2.06
17		座児島銀行	株式	銀行業	57,000	508.00	28, 956, 000	\$21.00	29,697,000	2.05
18		住友金属工業	株式	快網	185,000	170.00	\$1,450,000	160.00	29,600,000	2.04
19		ナフコ	株式	小児業	17,000	1,503.00	25, 551, 000	1, 455, 00	24,735,000	1.71
20		住友金属航山	株式	非缺金属	19,000	1,270.00	24, 130, 000	1, 222, 00	23,218,000	1.60
21]	ゼンリン	株式	情報・通信業	24,000	771.00	18, 504, 000	77 \$. 00	18,600,000	1.28
22		NKS「ホールディングス	株式	保険業	37,000	477.00	17, 649, 000	449.00	16,613,000	1.15
23		旭有標衍工業	株式	化学	77,000	202.00	15, 554, 000	214.00	16,478,000	1.14
24		ローム	株式	电気機器	3,900	4,085.00	15, 931, 500	\$, 980, 00	15,327,000	1.06
25		上推	株式	倉庫・運輸開連業	20,000	696.00	13,920,000	690.00	13,800,000	0.95
25		佐世保重工業	株式	輸送用機器	70,000	131.00	9, 170, 000	130, 00	9,100,000	0.63

^{*}投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(種類別及び業種別投資比率)

種類	業種	投資比率(%)
株式	建設業	2.06
株式	食料品	5.21
株式	化学	1.14
株式	医薬品	8.07
株式	ガラス・土石製品	4.43
株式	鉄鋼	6.83
株式	非鉄金属	1.60
株式	機械	5.35
株式	電気機器	12.16
株式	輸送用機器	0.63
株式	電気・ガス業	8.62
株式	陸運業	4.39
株式	倉庫・運輸関連業	0.95
株式	情報・通信業	1.28
株式	小売業	8.00
株式	銀行業	15.03
株式	保険業	1.15
株式	サービス業	10.06
	合計	96.97

^{*}投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

ファンドの各計算期間末日および平成23年8月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

		純資產絲	額(円)	基準価	額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	平成15年8月14日	1,656,154,286	1,656,154,286	10,039	10,039
第二期	平成16年8月16日	1,643,709,324	1,706,634,171	10,449	10,849
第郷	平成17年8月15日	2,118,861,992	2,191,535,233	11,662	12,062
第4期	平成18年8月14日	3,805,912,807	3,953,025,600	12,935	13,435
第骐	平成19年8月14日	5,203,186,408	5,322,421,657	13,091	13,391
第0期	平成20年8月14日	4,349,299,040	4,392,316,672	10,111	10,211
第7期	平成21年8月14日	3,476,503,695	3,476,503,695	8,805	8,805
第3期	平成22年8月16日	2,673,946,402	2,673,946,402	7,726	7,726
第9期	平成23年8月15日	1,453,983,933	1,453,983,933	7,508	7,508
	平成22年8月末日	2,600,173,873	_	7,590	_
	平成22年9月末日	2,500,746,697	_	7,723	-
	平成22年10月末日	2,311,990,448	-	7,349	ı
	平成22年11月末日	2,313,838,712	_	7,677	-
	平成22年12月末日	2,282,416,011	_	7,991	-
	平成23年1月末日	2,278,592,613	-	8,157	_
	平成23年2月末日	2,316,021,384	_	8,508	ı
	平成23年3月末日	1,833,798,006	-	8,265	1
	平成23年4月末日	1,723,696,368	_	8,055	-
	平成23年5月末日	1,616,584,198	_	7,831	1
	平成23年6月末日	1,596,739,316	_	8,048	_
	平成23年7月末日	1,551,964,505	-	7,837	_
	平成23年8月末日	1,449,708,993	-	7,485	_

^{*}基準価額は1万口当たり

【分配の推移】

	分配金(円)		
第1期	自	平成14年8月15日	0
313 - 701	至	平成15年8月14日	
第2期	自	平成15年8月15日	400
242,523	至	平成16年8月16日	400
第3期	自	平成16年8月17日	400
95 0.9M	至	平成17年8月15日	400
第4期	自	平成17年8月16日	500
95 45N	至	平成18年8月14日	900
等 E 世 B	自	平成18年8月15日	300
第5期	至	平成19年8月14日	800
第6期	自	平成19年8月15日	100
95 °84	至	平成20年8月14日	100
毎年 7世日	自	平成20年8月15日	0
第7期	至	平成21年8月14日	0
第8期	自	平成21年8月15日	0
	至	平成22年8月16日	U
☆午 ○世 日	自	平成22年8月17日	0
第9期	至	平成23年8月15日	0

^{*}分配金は1万口当たり

【収益率の推移】

	計算期	明間	収益率(%)
第1期	自	平成14年8月15日	0.4
342 1,003	至	平成15年8月14日	0.4
) 第2期	自	平成15年8月15日	8.1
95 49A	至	平成16年8月16日	0.1
第3期	自	平成16年8月17日	15.4
জন <i>শ</i> সগ	至	平成17年8月15日	10.4
第4期	自	平成17年8月16日	15.2
95 490	至	平成18年8月14日	19.2
第5期	自	平成18年8月15日	3.5
জন <i>গ</i> লগ	至	平成19年8月14日	0.0
第6期	自	平成19年8月15日	△22.0
95 °A1	至	平成20年8月14日	722.0
第7期	自	平成20年8月15日	△12.9
প্রচ <i>ংস</i> গ	至	平成21年8月14日	712.0
第8期	自	平成21年8月15日	△12.3
	至	平成22年8月16日	717.9
第9期	自	平成22年8月17日	△2.8
#50#M	至	平成23年8月15日	△2.0

^{*}各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額(10,000円)を用いております。

(4)【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定および解約の実績は次の通りです。

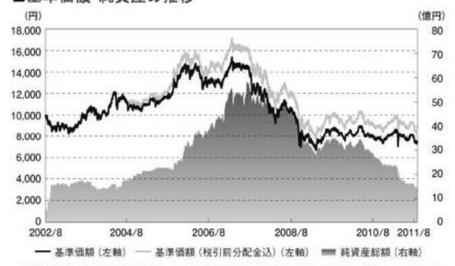
	計算期間	設定総額(日)	解約総額(日)
第1期	自 平成14年8月15日	1,947,309,182	297,618,567
242 + 241	至 平成15年8月14日	1,041,000,102	201,010,001
第2期	自 平成15年8月15日	537,813,738	614,383,165
915 450	至 平成16年8月16日	997,019,790	014,000,100
第3期	自 平成16年8月17日	686,886,939	443,177,082
343 020J	至 平成17年8月15日	000,000,000	440,177,002
第4期	自 平成17年8月16日	1,610,041,446	484,616,614
345,450	至 平成18年8月14日		404,010,014
第5期	自 平成18年8月15日	2,201,167,218	1,168,914,783
342 6261	至 平成19年8月14日	2,201,107,210	1,100,011,100
第6期	自 平成19年8月15日	396,673,205	69,418,220
9R5 0780	至 平成20年8月14日	990,079,209	00,410,220
第7期	自 平成20年8月15日	50,979,616	404,193,062
S4D (20/3	至 平成21年8月14日	00,070,010	404,100,002
第8期	自 平成21年8月15日	4 514 084	492,300,747
弗 8期	至 平成22年8月16日	4,514,064	404,000,747
等 o世R	自 平成22年8月17日	E 6E0 E06	1,529,815,617
第9期	至 平成23年8月15日	5,653,586	1,020,010,017

(注1)本邦以外における設定、解約はありません。

(注2)第1期計算期間の設定総額(口)には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

<参考情報> 運用実績(2011年8月31日現在)

■基準価額・純資産の推移



※「基準価額(税引前分配金込)」は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。
※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	7,485円
純資産総額	14.4億円

■分配の推移 2007年8月 300 円 円 2008年8月 100 円 2009年8月 0 円 0 2010年8月 円 2011年8月 0 設定来累計 1,700 円

※1万口当たり(税引前)

■主要な資産の状況 ※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

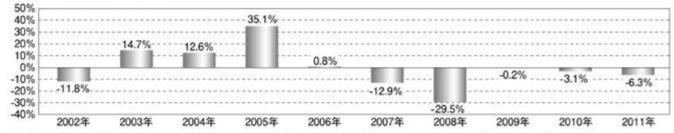
<投資状況>

資産の種類	国名	純資産比率(%)
株式	日本	96.97
現金・預金・その他の資産(3.03	
合計	100.00	

<組入上位10銘柄>

順位	種類	地域	銘 柄 名	業種	純資産比率(%)
1	株式	日本	楽天	サービス業	10.06
2		100000	久光製薬	医薬品	8.07
3			ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	7.37
4			安川電機	電気機器	6.94
5			九州電力	電気・ガス業	5.88
6			西日本シティ銀行	銀行業	5.61
7			三菱重工業	機械	5.35
8			コカ・コーラウエスト	食料品	5.21
9			新日本製鐵	鉄鋼	4.79
10			тото	ガラス・土石製品	4.43

■年間収益率の推移 (暦年ペース)



- ※設定日以降の収益率を表示しております。2002年は設定日(2002年8月15日)から年末までの収益率、2011年は年初から8月末までの 収益率です。
- ※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。
- ※当ファンドにはベンチマークはありません。
 - *ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 - *運用実績は別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。

また、お申込みに際しては、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って、契約を締結していただきます。

お申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時までとします。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

お申込単位は、1万円以上1円単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

お申込価額は、お申込受付日の基準価額とします。

なお、収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

お申込手数料は、2.1% (税抜 2.0%)を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、収益分配金を再投資する場合および他の投資信託が当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額(5%)が含まれています。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止または世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、追加設定のお申込みの受付けを中止または取消しすることがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

換金のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込みください。

換金のお申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時までとします。なお、午後3時を過ぎての換金のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

1億口以上の換金のお申込みの受付けは、正午までとさせていただきます。なお、正午を過ぎての換金のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。また、当ファンドの資産状況または市場環境等によっては、委託会社の判断により、当該口数または当該受付時間の変更等を行う場合がありますのでご了承ください。

換金単位は1口単位とします。

解約価額は、換金申込受付日の基準価額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号: 0 1 2 0 - 9 9 6 - 2 2 2 受付時間: 毎営業日 午前10時~午後 5 時 ホームページ: http://www.bnpparibas-ip.jp/

換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いしま

す。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止または世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付けを中止または取消しすることがあります。

の規定により換金申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回することができます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして の規定に準じて算定した価額とします。

買取請求の取扱いは販売会社によって異なりますので、販売会社へお問合わせください。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人 投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純 資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日に 計算されます。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。(掲載名「九州」)

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号: 0 1 2 0 - 9 9 6 - 2 2 2 受付時間:毎営業日 午前10時~午後5時 ホームページ:http://www.bnpparibas-ip.jp/

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託の期間は信託契約締結日から平成24年8月14日までとします。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と 合意のうえ、信託期間を延長することができます。

受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年8月15日から翌年8月14日までとすることを原則とします。

の規定にかかわらず、 の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が 開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約(繰上償還)します。

・ 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、2分の1を超える受益者の反対がない場合に限り、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・ 受託会社、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約(繰上償還)することがあります。

- ・ 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。
- ・ 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

当該書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨 を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、前述の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前述の一定の期間が 1 ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

委託会社が、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、 ならびに監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときには、受託会社と合 意のうえ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ることにより、 信託約款を変更することがあります。

信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の規定にしたがいます。

- ・ あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ・ この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。
- ・ 一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- ・ 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (a) 信託契約の解約または信託約款の変更にかかる公告および書面には、受益者で異議のある者は 一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨が付記されます。なお、一定の期間は 1ヵ月を下らないものとします。委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自 己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- (b) 前記(a)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約または信託約款の変更は行われません。その場合、委託会社は、解約または変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行われません。

運用報告書の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間終了毎および償還時に運用報告書を作成し受益者に交付します。

関係法人との契約の更改に関する事項

販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)に基づいて当ファンドの募集の取扱い等を委託しています。当該契約の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

- (1) ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- (2) 収益分配金に対する権利

受益者は、収益分配金を受益権の持ち分に応じて受け取る権利を有します。

収益分配金は、自動けいぞく投資約款に基づき、自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(3) 償還金に対する権利

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として、償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(4) 受益権の換金請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、換金することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

換金代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

- (5) 受益者集会は開催されません。
- (6) 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(平成21年8月15日から平成22年8月16日まで)および第9期計算期間(平成22年8月17日から平成23年8月15日まで)の財務 諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【九州特化型日本株式ファンド】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第8期 (平成22年8月16日現在)	第9期 (平成23年8月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	375,824	-
コール・ローン	98,322,597	50,747,837
株式	2,589,787,200	1,411,580,700
未収入金	41,978,745	-
未収配当金	2,418,000	1,545,500
未収利息	134	69
流動資産合計	2,732,882,500	1,463,874,106
資産合計	2,732,882,500	1,463,874,106
負債の部		
流動負債		
未払解約金	41,217,099	-
未払受託者報酬	1,301,050	726,208
未払委託者報酬	16,263,121	9,077,571
その他未払費用	154,828	86,394
流動負債合計	58,936,098	9,890,173
負債合計	58,936,098	9,890,173
純資産の部		
元本等		
元本	*1 3,460,763,168	* ₁ 1,936,601,137
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	*2 786,816,766	*2 482,617,204
(分配準備積立金)	55,610,474	40,304,640
元本等合計	2,673,946,402	1,453,983,933
純資産合計	2,673,946,402	1,453,983,933
負債純資産合計	2,732,882,500	1,463,874,106

1.097,401

1,097,401

482,617,204

(2)【損益及び剰余金計算書】

営業収益

営業費用

少額

少額

加額

加額 分配金

剰余金減少額又は欠損金増加額

期末剰余金又は期末欠損金()

当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増

当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増

受取配当金

その他収益

受託者報酬

委託者報酬

その他費用

営業費用合計

営業収益合計

有価証券売買等損益

受取利息

(単位:円) 第8期 第9期 自 平成22年8月17日 自 平成21年8月15日 至 平成22年8月16日 至 平成23年8月15日 52,048,000 40,150,150 44,811 39,520 418,549,733 20,973,050 355 335 366,456,567 19,216,955 2,669,126 1,751,544 33,364,086 21,894,152 317,633 208,401 36,350,845 23,854,097 営業利益又は営業損失() 4,637,142 402,807,412 経常利益又は経常損失() 402,807,412 4,637,142 当期純利益又は当期純損失(402,807,412 4,637,142) 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 30,025,647 37,838,352 約に伴う当期純損失金額の分配額(期首剰余金又は期首欠損金() 472,046,156 786,816,766 剰余金増加額又は欠損金減少額 58,883,965 347,772,457 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 58,883,965 347,772,457 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減

872,810

872,810

786,816,766

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- #0 Dil	¥± 0.#0	847 o #FQ
期別	第8期 (自 平成21年8月15日	第9期 (自 平成22年8月17日
項目	至 平成22年8月16日)	至 平成23年8月15日)
1.有価証券の		
評価基準及び 評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の 通り原則として時価で評価しております。	│株式につきましては移動平均法に基づき、以下の│ │通り原則として時価で評価しております。 │
	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券 は、原則で、最終では、場合に は、原間では、最終では、場合の は、計算期間でには、の日の最終をは、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左
	(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合又は入手 した評価額が時価と認定できない事由が認め られた場合は、投資信託委託会社が忠実義務 に基づいて合理的事由をもって時価と認めた 価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合 理的事由をもって時価と認めた価額で評価し ております。	(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. その他財 務諸表作成の 為の基本とな る重要な事項	計算期間末の取扱い 平成22年8月14日及びその翌日が休日である為、当計 算期間末日を平成22年8月16日としております。この ため、当計算期間は367日となっております。	計算期間末の取扱い 平成23年8月14日が休日である為、当計算期間末日を 平成23年8月15日としております。このため、当計算 期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期 (平成22年8月16日現在)			第9期 (平成23年8月15日現在)					
	(平成22年8月16	現代!				(平成26年8月18	9日現任/	
	託財産に係る期首元: 元本額及び期中解約:			ж1	(1)	信託財産に係る期首元 定元本額及び期中解約		
期	首元本額	3,948,549,851	円			期首元本額	3,460,763,168	円
期中	中追加設定元本額	4,514,064	円			期中追加設定元本額	5,653,586	円
1	中解約元本額	492,300,747	円			期中解約元本額	1,529,815,617	円
(2) 計算	(2) 計算期間末における受益権の総数		(2) 計算期間末における受益権の総数					
		3,460,763,168	口				1,936,601,137	口
*2 元本のク	欠損			ж2	元本	の欠損		
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回ってお り、その差額は、788,816,786円であります。		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回ってお り、その差額は、482,617,204円であります。			たお			

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期	第9期
(自 平成21年8月15日	(自 平成22年8月17日
至 平成22年8月16日)	至 平成23年8月15日)
*1 分配金の計算過程	*1 分配金の計算過程
計算期間末における解約に伴う当期純損益金額	計算期間末における解約に伴う当期純損益金額
分配後の配当等収益から費用を控除した額	分配後の配当等収益から費用を控除した額
(13,709,160円)、解約に伴う当期純損益金額	(9,259,847円)、解約に伴う当期純損益金額
分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し	分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し
繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に	操越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に
規定される収益調整金(521,420,579円)、及	規定される収益調整金(291,882,965円)、及
び分配準備積立金(41,901,314円)より分配対	び分配準備積立金(31,044,793円)より分配対
象収益は577,031,053円(1万口当たり1,667.33	象収益は332,187,605円(1万口当たり1,715,29
円)でありますが、当期は分配を行っておりま	円)でありますが、分配方針により、当期は分
せん。	配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	第8期 (自 平成21年8月15日 至 平成22年8月16日)	第9期 (自 平成22年8月17日 至 平成23年8月15日)
1.金融商品に対 する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2 条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する 「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する 投資を行っております。	同左
2.金融商品の内 容及び金融商品 に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券(株式)、金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、特定の地域への集中投資によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係 るリスク管理体 制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやボートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとが関連されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が数かれています。	同左
4. 金融商品の時 価等に関する事 項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

	第8期	第9期		
	(平成22年8月16日現在)	(平成23年8月15日現在)		
. 貸借対照表 中上額、時価 なびこれらの 差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差 額はありません。	同左		
時価の算定 法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注配)」に配載して おります。	(1) 有価証券 同左		
	(2) デリバティブ歌引	(2) デリバティブ歌引		
	ー (3) 上記以外の金融商品 コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間 で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	— (3) 上記以外の金融商品 同左		

(有価証券に関する注記)

第8期(平成22年8月16日現在)

売買目的有価証券

種	类頁	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株	式	△ 365,636,329
合	計	△ 365,636,329

第9期(平成23年8月15日現在)

売買目的有価証券

種	類	当 計 算 期 間 の 損 益 に 含まれた評価差額(円)
株	式	△ 47,128,800
合	計	△ 47,128,800

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

第8期 (平成22年8月16日8	l在)	第9期 (平成23年8月15日現在)		
一口当たり純資産額	0.7726 円	一口当たり純資産額	0.7508 円	
(一万口当たり純資産額	7,726 円)	(一万口当たり純資産額	7,508 円)	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

At 4m	14. 40.	評価	額(円)	備考
銘 柄	株数	単価	金 額	
九豐工	57,000	484	27, 588, 000	
コカ・コーラウエスト	54,000	1.403	75, 762, 000	
ナフコ	17,000	1,503	25, 551, 000	
コスモス薬品	13, 300	3,720	49, 476, 000	
旭有機材工業	77,000	202	15, 554, 000	
<u> </u>	36,000	3, 260	117,360,000	
楽天	1,690	82,600	139, 594, 000	
TOTO	104.000	623	64, 792, 000	
新日本製鐵	303,000	235	71, 205, 000	
住友金属工業	185,000	170	31, 450, 000	
住友金属鉱山	19,000	1.270	24, 130, 000	
安川電機	145,000	748	108,460,000	
A-0	3, 900	4,085	15, 931, 500	
佐世保重工業	70,000	131	9, 170, 000	
三菱重工業	240,000	337	80,880,000	
東京エレクトロン	16,500	3,730	61, 545, 000	
西日本シティ銀行	370,000	219	81,030,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	348,000	310	107,880,000	
處児島銀行	57,000	508	28, 956, 000	
NKSJホールディングス	37,000	477	17,649,000	
西日本鉄道	181,000	345	62, 445, 000	
上組	20,000	696	13,920,000	
ゼンリン	24.000	771	18, 504, 000	
九州電力	67,500	1.210	81,675,000	
西部瓦斯	192,000	199	38, 208, 000	
プレナス	32,400	1, 323	42,865,200	
合 計	2, 671, 290	-	1, 411, 580, 700	

株式以外の有価証券 該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成23年8月31日

資産総額 1,450,424,003円 負債総額 715,010円 純資産総額(-) 1,449,708,993円

EDINET提出書類

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社(E12431)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1,936,880,414

1口当たり純資産額(/)

発行済口数

0.7485円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
 - a. 資本金の額(平成23年8月末現在)

資本金 4億5,000万円

発行株式総数 50,000 株

発行済株式総数 9,000 株

株式 記名式・額面 100,000 円

平成12年5月10日に7,000万円の増資

平成12年12月26日に1億2,000万円の増資

平成13年9月26日に3,000万円の増資

平成13年11月30日に1億7,500万円の増資

平成14年9月27日に1億5,000万円の増資

平成17年3月30日に8億500万円の減資

平成17年3月30日に3億1,000万円の増資

平成21年6月30日に4億5,000万円の増資

平成22年2月5日に4億5,000万円の減資

- b. 委託会社等の機構(平成23年8月末現在)
 - (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとしない時もしくは議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査およびBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境(内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等)の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。 委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。(平成23年8月末現在)

種類	ファンド数(本)	純資産総額合計額(単位:億円)
追加型株式投資信託	69	2,416
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	29	645
単位型公社債投資信託	28	533
合計	126	3,595

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第12期事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて、第13期事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び第13期事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		第12期 (平成22年 3 月31日現在)		第13期 (平成23年 3 月31日現在)	
		資産の	部		
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
流動資産 預金 前払費用 未収委託者報酬	* 2	千円	千円 650,883 21,476 630,040	千円	千円 1,097,456 40,611 1,068,576
未収運用受託報酬 未収投資助言報酬 未収収益 未収入金 立替金 未収消費税等			79,709 68,017 16,185 8,019		269,440 66,031 1,011,320 9,158 16,666 2,550
貸倒引当金 流動資産計			1,474,334		18,954 3,562,858
固定資産 有形固定資産 建物 器具備品	* 1 * 1	93,220 2,905	96,126	118,534 3,248	121,782
無形固定資産 ソフトウェア のれん その他		1,163 - 1,124	2,288	2,752 252,714 2,291	257,758
投資その他の資産 長期差入保証金 その他		151,154 6,000	157,154	372,871 7,000	379,872
固定資産計			255,568		759,412
 資産合計			1,729,903		4,322,270

期別		第12期 (平成22年 3 月31日現在)		第13期 (平成23年 3 月31日現在)	
		負債の	部		
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
流動り うけい うけい うけい うけい ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではい ではい ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる	* 2	千円 313,366 196,124 34,742	千円 78,131 544,232 57,143 3,895 41,815 5,179 - 730,397 347,596 10,050 -	千円 675,141 313,612 33,045	千円 179,435 1,021,798 723,575 15,855 90,353 11,222 300,000 2,342,235 482,224 - 223,121 705,345
負債合計			1,088,043		3,047,579
		 純資産(3,047,579
	注記			1.45	A 4-
科目 	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
株主資本		千円	千円	千円	千円
資本金			450,000		450,000
資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金		7,777 450,000	457,777	7,777 1,907,867	1,915,644
利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金		75,500	265,918	75,500	1,090,952
繰越利益剰余金 株主資本合計 評価・換算差額等		341,418	641,859	1,166,452	1,274,691
その他有価証券評価差 額金			-		0
評価・換算差額等合計			-		0
純資産合計			641,859		1,274,691
負債・純資産合計			1,729,903		4,322,270

(2)【損益計算書】

(2) 【損益計算者】							
		第12期		第1			
期別		自平成21年	F4月1日	自平成22年	₹4月1日		
		至平成22年 3 月31日		至平成22年 3 月31日		至平成23年	₹3月31日
科目	注記	内訳	金額	内訳	金額		
	番号						
34.316.11= 34		千円	千円	千円	千円		
営業収益							
委託者報酬			2,287,627		3,804,714		
運用受託報酬			228,150		644,089		
投資助言報酬			214,404		164,216		
その他営業収益			63,660		1,172,399		
営業収益計			2,793,843		5,785,419		
27 NV # ===							
営業費用			4 0=0 400				
支払手数料			1,058,102		2,057,927		
広告宣伝費			7,306		26,297		
調査研究費			51,923		89,765		
委託調査費			513,358		719,478		
委託計算費			97,072		348,430		
営業雑経費		40,000	53,136	00.040	88,685		
印刷費		49,900		83,216			
協会費		3,235	4 700 004	5,468	0.000.504		
営業費用計			1,780,901		3,330,584		
 一般管理費							
一放官垤員 給料			825,549		1,363,746		
ー		72,320	020,049	116,319	1,303,740		
トレラ報酬 給料・手当		605,972		1,109,432			
買与		147,256		137,995			
業務委託費		147,250	105,244	137,333	279,364		
交際費			549		3,077		
旅費交通費			16,160		51,306		
事業税			5,135		15,767		
租税公課			8,132		11,443		
不動産賃借料			211,357		225,073		
賞与引当金繰入額			41,815		76,142		
役員賞与引当金繰入額			5,179		11,222		
退職金			-		19,929		
退職給付費用			55,464		103,207		
役員退職慰労金			3,594		4,203		
役員退職慰労引当金繰入額			10,050		-		
固定資産減価償却費			10,613		13,021		
のれん償却費			-		78,428		
諸経費			70,134		217,815		
一般管理費計			1,368,979		2,473,750		
 営業利益又は営業損失			250 007		40.045		
()			356,037		18,915		

					<u> </u>
		第1	• • •	第1	3期
期別	期別		F4月1日	自平成22年	F4月1日
		至平成22年	F3月31日	至平成23年	₣3月31日
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益 受取利息 受取違約金	* 1	562 13,026		222	
為替差益		-		51,460	
雑益		2,189		12,174	
営業外収益計			15,778		63,858
営業外費用					
支払利息	* 1	-		1,490	
維損失		208		3,968	
営業外費用計			208		5,458
経常利益又は経常損失 ()			340,468		39,484
特別損失 固定資産除却損 過年度賞与引当金繰入不			-		397 14,211
足額					17,211
特別損失計			-		14,609
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失()			340,468		24,875
法人税、住民税及び事業税		950		3,982	
法人税等調整額		-	950	353,209	357,191
当期純利益又は当期純損失 ()			341,418		332,316

(3)【株主資本等変動計算書】

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

(単位:千円)

	前期末残高		450
~ 1	当期変動額	新株の発行	450
		その他資本剰余金へ振替	450
	 当期変動額合計		
	当期末残高		450
資本剰余金	•		
資本準備金	前期末残高		37
	当期変動額	新株の発行	315
		その他利益剰余金へ振替	344
	当期変動額合計		29
	当期末残高		7
その他資本剰余金	前期末残高		
	当期変動額	その他利益剰余金へ振替	
		資本金から振替	450
	当期変動額合計		449
	当期末残高		450
資本剰余金合計	前期末残高		37
	当期変動額		420
	当期末残高		457
利益剰余金		•	
利益準備金	前期末残高		75
	当期変動額		
	当期末残高		75
その他利益剰余金		•	
繰越利益剰余金	前期末残高		344
	当期変動額	剰余金の配当	
		資本剰余金から振替	344
		当期純損失 ┃	341
	当期変動額合計		3
	当期末残高		341
利益剰余金合計	前期末残高		268
	当期変動額		3
	当期末残高		265
株主資本合計	前期末残高		218
	当期変動額		423
	当期末残高		641
純資産合計	前期末残高		218
	当期変動額		423
	当期末残高		641

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日

(単位:千円)

咨 木仝			450
資本金	前期末残高		450,
	当期変動額		450
>= 1 = 1 A A	当期末残高		450,
資本剰余金	T		
資本準備金	前期末残高		7,
	当期変動額		
	当期末残高		7,
その他資本剰余金	前期末残高		450,
	当期変動額	企業結合による増加	1,457,
	当期変動額合計		1,457,
	当期末残高		1,907,
資本剰余金合計	前期末残高		457,
	当期変動額		1,457,
	当期末残高		1,915,
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		75,
	当期変動額		
	当期末残高		75,
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		341,
	当期変動額	企業結合による増加	492,
		当期純損失	332,
		当期変動額合計	825,
	当期末残高		1,166,
利益剰余金合計	前期末残高		265,
	当期変動額		825,
	当期末残高		1,090,
株主資本合計	前期末残高		641,
	当期変動額		632,
	当期末残高		1,274,
西・換算差額等			
その他有価証券評価差 額金	前期末残高		
	当期変動額		
	当期末残高		
純資産合計	前期末残高		641,
	当期変動額		632,
	当期末残高	ii	1,274,

重要な会計方針

		T
期別項目	第12期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1 . 有価証券の評価基準	その他有価証券	その他有価証券
及び評価方法	時価のあるもの	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法(時価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動
		平均法により算定)を採用しております。
	時価のないもの	時価のないもの
	移動平均法による原価法を採用 しております。	同左
 2 . 固定資産の減価償却	 (1)有形固定資産	 (1) 有形固定資産
の方法	定額法により償却しておりま す。	同左
	(2)無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア(自社利用) については、社内における見込み 利用可能期間(5年)による定額 法を採用しております。	(2)無形固定資産 同左 なお、ソフトウェア(自社利用) については、社内における見込み 利用可能期間(5年)による定額 法を採用しております。 また、のれんについては5年間の 期間均等償却によっております。
3 . 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年 度に負担すべき額を計上しております。	(1)賞与引当金 同左
	(2)役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、 支給見込み額のうち当事業年度に 負担すべき額を計上しておりま す。	(2)役員賞与引当金 同左

、「グン」 / 、 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		有価証券届出書(内国投資·
期別項目	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備え て、当社退職金規定に基づく自己 都合退職金要支給額を計上してお ります。	(3)退職給付引当金 同左
	(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備え て、内規に基づく期末要支給額を 計上しております。	(4)役員退職慰労引当金 同左
		(5)貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備える ため、一般債権については貸倒実 績率等を、貸倒懸念債権等の債権 については個別に回収可能性を勘 案し、回収不能見込額を計上して おります。
4 . 外貨建の資産又は負 債の本邦通貨への換 算基準		外貨建金銭債権債務は、事業年度 末の直物為替相場により円換算 し、換算差額は損益として処理し ております。
5 . その他財務諸表作成 のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第12期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
	(企業結合に関する会計基準等の適用) 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、及 び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に 関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。
	(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これに伴う営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

(平	第12期 成22年 3 月31日現在)		(平	第13期 成23年 3 月31日現	在)
* 1 有形固定資	資産の減価償却累計額	貝は次の通り	* 1	有形固定資 です。	資産の減価償却累計	†額は次の通り
	建物 器具備品	21,080千円 8,009千円			建物 器具備品	31,845千円 8,567千円
* 2 関係会社工	頁目		* 2	関係会社I	頁目	
	預金	449,400千円			預金 関係会社借入金	1,073,099千円 300,000千円

(損益計算書関係)

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日		第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	
* 1 関係会社取引項目		* 1 関係会社取引項目	
受取利息	470千円	支払利息	1,490千円

(株主資本等変動計算書関係)

(体工員本守支勤市昇首周原)							
第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日							
1.発行済株式に関	する事項						
株式の種類	前事業年	年度末	当事業年度	ŧ	当事業年	度	当事業年度末
イベエバリング里光月	株式数	(株)	増加株式数 (株)	減少株式数	(株)	株式数(株)
普通株式		4,500	4	,500		-	9,000
2.配当に関する事	項						
(1)配当金支払額	—————————————————————————————————————						
	性士の	配当金の	一株当り				
決議	株式の ^{1601 - 161} 17 18 18 18 18 18 18 18						効力発生日
	種類 (千円) (円) (円)						
(2) 基準日が当該	変事業年度に	属する配	当のうち、配当の	の効力	発生日が翌事	業年度	となるもの

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
P1 = V = 1 <u>-</u> VV	株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	株式数(株)
普通株式	9,000		-	9,000

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	一株当り 配当額 (円)	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-

(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

_

(リース取引関係)

第12期 自 平成21年4月 至 平成22年3月3		第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日		
(1) ファイナンス・リース取引 め、注記を省略しております		(1) ファイナンス・リース取 め、注記を省略しておりま		
(2)オペレーティング・リース取引(借主側)は 次の通りであります。		(2)オペレーティング・リース取引(借主側)は 次の通りであります。		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料		オペレーティング・リース耳 のものにかかる未経過リース		
1 年内	139,855千円	1 年内	259,940千円	
_1年超	221,437千円	1 年超	302,501千円	
合 計	361,292千円	合 計	562,442千円	

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは利用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。長期差入保証金は信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、 総務・業務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期 (平成22年3月31日現在)

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	650,883	650,883	1
(2) 未収委託者報酬	630,040	630,040	-
(3)長期差入保証金	151,154	147,695	3,459
資産計	1,432,077	1,428,618	3,459
(1) 未払手数料	313,366	313,366	-
(2) 未払委託調査費	196,124	196,124	-
負債計	509,490	509,490	1

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (2) 未収委託者報酬

営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。

(注2)金銭債権の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
預金	650,883	-	-	-
未収委託者報酬	630,040	-	-	-
長期差入保証金	=	151,154	-	-

追加情報

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1.金融商品の状況に関する事項

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

関係会社借入金は、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており 流動性リスクは担保されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、 経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

第13期 (平成23年3月31日現在)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

			(+12.11)
科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,097,456	1,097,456	-
未収委託者報酬	1,068,576	1,068,576	-
未収運用受託報酬	269,440		
貸倒引当金(*1)	18,954		
	250,486	250,486	-
未収投資助言報酬	66,031	66,031	-
未収収益	1,011,320	1,011,320	-
未収入金	9,158	9,158	-
長期差入保証金	372,871	364,400	8,471
資産計	3,875,900	3,867,429	8,471
未払手数料	675,141	675,141	-
未払委託調査費	313,612	313,612	-
その他未払金	33,045	33,045	-
未払費用	723,575	723,575	-
関係会社借入金	300,000	300,000	-
預り敷金保証金	223,121	215,101	8,020
負債計	2,268,494	2,260,474	8,020

- (*1)未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。
- (注1)金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項
- (1)預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。
- (3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
預金	1,097,456	ı	ı	1
未収委託者報酬	1,068,576	ı	ı	-
未収運用受託報酬	269,440	ı	-	-
未収投資助言報酬	66,031	ı	-	-
未収収益	1,011,320	ı	ı	-
未収入金	9,158	ı	•	-
長期差入保証金	140,234	232,637	-	-

(有価証券関係)

第12期	第13期
(平成22年 3 月31日現在)	(平成23年 3 月31日現在)
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

第12期	第13期
自 平成21年 4 月 1 日	自 平成22年 4 月 1 日
至 平成22年 3 月31日	至 平成23年 3 月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第12期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日		第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日		
1.採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度 を採用しております。		1.採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制 度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年 金制度を採用しております。		
2 . 退職給付債務		2.退職給付債務		
(1) 退職給付債務 (2) 退職給付引当金	347,596千円 347,596千円	(1) 退職給付債務 (2) 退職給付引当金	482,224千円 482,224千円	
3.退職給付費用		3 . 退職給付費用		
勤務費用	55,464千円	勤務費用	103,207千円	

(税効果会計関係)

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日		第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日		
1.繰延税金資産及び繰延税金負債	責の発生の主な	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負	負債の発生の主な	
原因別の内訳	(単位:千円)	原因別の内訳	(単位:千円)	
 繰延税金資産		操延税金資産		
退職給付引当金超過額	141,437	退職給付引当金超過額	196,217	
賞与引当金	19,121	賞与引当金	58,973	
役員退職慰労引当金超過額	4,089	未払費用	258,982	
未払費用	4,014	税務上の営業権計上額	608,298	
その他	3,963	その他	9,332	
繰越欠損金	206,460	繰越欠損金	1,691,188	
繰延税金資産小計	379,084	繰延税金資産小計	2,822,993	
評価性引当金	379,084	評価性引当金	2,822,993	
繰延税金資産合計	-	繰延税金資産合計	-	
繰延税金負債	-	繰延税金負債	-	
繰延税金資産の純額	-	繰延税金資産の純額	-	
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等		2 . 法定実効税率と税効果会計過	適用後の法人税等	
の負担率との差異の原因となった主な項目の		の負担率との差異の原因とな	よった主な項目の	
内訳		内訳		
当事業年度は税引前当期純損失を	計上したため、	当事業年度は課税所得が発生していないため、差		
差異の原因についての記載を省略	しております。	異の原因についての記載を省略し	ノております 。	

(企業結合等関係)

第12期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
該当ありません。	(吸収合併) ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で合併契約を締結し、平成22年5月12日に開催した取締役会の承認をもって、平成22年7月1日に合併いたしました。 (1)企業結合の概要 1)結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容結合企業: 名称:ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社主要な事業内容: 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務
	被結合企業: 名称:フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容: 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 2) 企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併 3) 企業結合後の名称 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社(合併後の新商号:BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社)

第12期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
	4) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメン ト株式会社の日本における事業展開を更に加速す るため、財務体質の強化を図ることを目的として、 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメン ト株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。
	(2)実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」(企 業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企 業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する 適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成 20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引とし て会計処理を行っております。

(資産除去債務関係)

第12期	第13期
自 平成21年 4 月 1 日	自 平成22年 4 月 1 日
至 平成22年 3 月31日	至 平成23年 3 月31日
	当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日

(セグメント情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業	2 004 714	808,306	1 172 200	5 705 440
収益	3,804,714	000,300	1,172,399	5,785,419

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
4,458,536	731,661	277,934	317,288	5,785,419

- (注)投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先 所在地を基に記載しております。
 - (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ ブラジル株式オープン	1,056,553	なし
BNPパリバ・インベストメント・ パートナーズ・ルクセンブルグ	731,661	なし

(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(関連当事者関係)

1.関連当事者との取引

第12期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ビー・ エヌ・ ピー・ パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,369百万 ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び 定期預金契約 の締結	資金の 預入 (注1)		預金	449,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	ビエピパアトジトラ・・・・バッネンブル	Commissao de Valores Mobiliarios	2,369百万 レアル	資産 運用業	無し	運用再委託契 約の締結	委託調 査費の 支払 (注2)	331,610	未払 委託 調査費	144,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2)委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

2.親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ (非上場)

第13期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ビー・ エヌ・ ピーバリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,397百万 ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び 定期預金契約 の締結	資金の 預入 (注1) 資金の (注1)	1,200,000	預金 関係会社 借入金	1,073,099

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

(-)		14 13								
種類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ビエピパアトジトラーヌーリセマメブル	Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n. 510, 14th floor,São Paulo. SP. Brazil. CEP nº 04543 - 906	15百万 レアル	資産運用業	無し	運用再委託契 約の締結	委託 調査費 の支払 (注 2)	340,318	未払 委託 調査費	120,626
親会社 の子会社	BNPバントトーー・セルパ・ベメ・ト ルング	33, rue de GasperichL - 5826 Howald - Hesperange	3 百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契 約の締結	運託の(そ営益(業託支注用報受3 他収入) 委の払3		未収運託 報酬 未収収益 未払費用	2,642 654,158
親会社 の子会社	BNP パリバ会 社東京 支店	東京都千代 田区丸の内 1 - 9 - 1	795億円	第一種 金融取 引業	無し	建物賃貸借契 約の締結	敷金 の受入 (注3)	223,121	預り敷 金保証金	223,121

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注2)委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。
- (注3)市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注4)上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2.親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ (非上場) ビー・エヌ・ピー・パリバ (ユーロネクスト・パリに上場)

(1株当たり情報)

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日		第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	
1 株当たり純資産	71,317円	1株当たり純資産	141,632円
1 株当たり当期純損失	43,272円	1株当たり当期純損失	36,924円
損益計算書上の当期純損失	341,418千円	損益計算書上の当期純損失	332,316千円
1 株当たり当期純損失の算定に		1 株当たり当期純損失の算定に	
用いられた普通株式に係る当期		用いられた普通株式に係る当期	
純損失	341,418千円	純損失	332,316千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数・普通株式	7,890株	期中平均株式数・普通株式	9,000株
+>-b>	#미/#+P #- ᄉᇶᄑ		#U/##P #L 스호프
│ なお、潜在株式調整後1株当たり当		なお、潜在株式調整後1株当たり当	
│については、新株引受権付社債及び軸	云換社債型新	については、新株引受権付社債及び軸	云換社債型新
株引受権付社債を発行していないた	め記載してお	株引受権付社債を発行していないた	め記載してお
りません。		りません。	

	BNPバリバ インベストメント・バートナース株式 有価証券届出書(内国投資信
(重要な後発事象)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
第12期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
(吸収合併) ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で吸収合併契約を締結しております。 (1)企業結合の概要 1)結合当事企業の名称及びその事業内容	該当ありません。
結合企業: 名称:ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社主要な事業内容: 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務	
被結合企業: 名称:フォルティス・アセットマネジメント株式 会社 主要な事業内容: 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサル タント業務 事業の規模 被結合企業の直前期(平成21年12月期)の概要	
営業収益 3,618,439千円 当期純損失 96,515千円 総資産額 3,661,567千円 総負債額 1,838,461千円 純資産額 1,823,106千円 従業員数 59名	

2)企業結合日

合併効力発生日については、平成22年7月1日を 予定しております。

3)企業結合の法的形式

ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセットマネジメン ト株式会社を存続会社とする吸収合併

	有価証券届出書(内国投資信託
第12期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
4)企業結合後の名称 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式	
会社	
5)取引の概要	
本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株	
式会社の日本における事業展開を更に加速するた	
め、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株	
式会社を存続会社とする吸収合併を行う予定で す。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増	
加はありません。	
 (2)実施する会計処理の概要	
当該合併は、「企業結合に関する会計基準」(企	
業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企 業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する	
適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成	
20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引とし	
て会計処理を行う予定です。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称:住友信託銀行株式会社

資本金の額:342,037百万円(平成23年3月末現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基

づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

・名 称:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額:51,000百万円(平成23年3月末現在)

・業務の概要:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律

に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成23年3月末現在)	事業の内容
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	銀行法に基づき銀行業を営みま
楽天銀行株式会社	25,954百万円	す 。
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種
西日本シティTT証券株式会社	1,575百万円	金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社:ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。

(2) 販売会社:販売会社として、募集の取扱い、販売、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・償

還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社:該当事項はありません。

(2) 販売会社:該当事項はありません。

第3【その他】

- 1. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」、「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用する場合があります。
- 2. 目論見書の表紙等に、次の事項を記載することがあります。
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・届出の効力に関して、届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。」との趣旨を示す記載
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨、及び当該請求を行った場合にはそ の旨を記録をしておくべきである旨
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の意向を確認する旨
 - ・投資信託の財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されている旨
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号、委託者が運用する投資信託財産の合計純資産総額
 - ・委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案、ファンドの形態や基本的性格等
 - ・委託会社の電話番号、受付時間、ホームページアドレス等
- 3. 届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 4. 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。
- 5. 請求目論見書の巻末に、投資信託約款を添付することがあります。
- 6. 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新されることがあります。
- 7. 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社(E12431) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

独立監査人の監査報告書

平成23年8月24日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている九州特化型日本株式ファンドの平成22年8月17日から平成23年8月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州特化型日本株式ファンドの平成23年8月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書(当期)へ

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバインベストメント・パートナーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

^() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途 保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年8月24日

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 男澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている九州特化型日本株式ファンドの平成21年8月15日から平成22年8月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州特化型 日本株式ファンドの平成22年8月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ()1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書(前期)へ

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月12日にフォルティス・アセットマネジメント株式会社と吸収合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

^()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。